

事務連絡  
令和 4 年 9 月 9 日

各都道府県社会保障・税番号制度主幹部局 御中  
各都道府県マイキープラットフォーム担当課

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

### 公金受取口座情報の提供開始について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用については、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

公金受取口座登録制度について、令和 4 年 3 月 28 日よりマイナポータルでの登録を開始しているところ、今般、行政機関等への公金受取口座情報の提供開始の準備が整いましたので、下記のとおりお知らせ致します。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

### 記

1. 公金受取口座情報の提供開始日時  
令和 4 年 10 月 11 日（火）午前 8 時 30 分

2. 公金受取口座登録制度の概要

公金受取口座登録制度は、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。

預貯金口座の情報をマイナンバーとともに事前に国（デジタル庁）に登録しておくことにより、児童手当や年金等の公的給付に加え、今後の緊急時の給付金等の申請において、申請書への口座情報の記載や通帳の写し等の添付、行政機関における口座情報の確認作業等が不要になります。

また、公金受取口座の利用が可能な給付金等一覧をデジタル庁ウェブサイトにて、9 月中に公表し、随時更新いたします。なお、各給付金等の具体的な事務フロー等は各制度所管省庁からご連絡がございます。

公金受取口座の登録は、以下の方法で行うことができます。

① マイナポータルでの登録

② マイナンバーカード方式による所得税の確定申告での登録申請

※上記のほか、マイナンバー方式以外での所得税の確定申告での登録（令和5年1月以降）及び金融機関の窓口等での登録（令和5年度下期以降）も可能となる予定です。

制度の詳細については、デジタル庁ウェブサイト及びデジタルPMOをご確認下さい。

（デジタル庁ウェブサイト：ホーム＞政策＞公金受取口座登録制度）

[https://www.digital.go.jp/policies/posts/account\\_registration](https://www.digital.go.jp/policies/posts/account_registration)

（デジタルPMO）

<https://www.digital-pmo.go.jp/digital-pmo-web/top/>

**【問い合わせ先】**

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

電話 03-4477-6775

E-mail:i.bangoseido@digital.go.jp